

令和5年12月1日
国土交通省関東地方整備局
総務部

指名停止措置について

関東地方整備局は、株式会社プロルート丸光（所在地 大阪府大阪市）に対して、指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

<発表記者クラブ> 竹芝記者クラブ 埼玉県政記者クラブ 神奈川建設記者会 横浜海事記者クラブ

<問い合わせ先>

関東地方整備局 総務部

電話：048-601-3151（代表） FAX：048-600-1370

○契約課 課長 佐野 幸雄 （内線：2511）

○契約課 課長補佐 西原 弘之 （内線：2517）

電話：045-211-7412（代表） FAX：045-211-0205

契約管理官 田口 由美子 （内線：5880）

経理調達課 課長 野路 靖雄 （内線：5870）

○は本件の主務課です

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者	住所
株式会社プロルート丸光	大阪府大阪市中央区北久宝寺町2-1-3

2. 指名停止措置期間

令和5年12月1日から令和5年12月31日まで（1ヵ月）

3. 指名停止措置対象区域：関東地方整備局管内

4. 事実概要

当該業者の元代表取締役は、代表取締役だった令和3年6月、当時ジャスダック上場だった同社の同年3月期連結決算で、架空の売り上げを計上し、虚偽の連結損失計算書を記載した有価証券報告書を近畿財務局に提出したとして、令和5年10月12日、金融商品取引法違反容疑で東京地検特捜部に逮捕された。

5. 指名停止措置理由

有資格業者である当該業者の元代表取締役が金融商品取引法違反容疑で逮捕されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月31日付け港管第927号）別表第2第15号（不正又は不誠実な行為）に該当する。

措置要件	期間
（不正又は不誠実な行為） 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内